

## 入札説明書等に関する質問及び意見への回答

平成30年6月26日

標記の件、次のとおり回答します。

## 1. 入札説明書

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	20	第4章	2		売電収入の帰属先は貴市に帰属する、とありますが、以下の理由により提案売電量を超過した場合の事業者へのインセンティブ（例；超過分に係る売電収入については、貴市と事業者で折半）の設定をご検討いただけないでしょうか。 ①インセンティブを設定することで、事業者の発電、省エネ意識がより向上し、更なる売電量の増加に繋がる ②その結果、地球温暖化防止への貢献、及び貴市の収入増加にも繋がる	入札説明書に記載のとおり市に帰属とします。
2	27	添付資料3	1	(2)表1	変動費単価は、「年間変動費を計画ごみ処理量で除すること」とありますが、タービン法定点検実施年度（1回/4年）は通常よりも全炉停止期間が長くなるため、年間のごみ処理量が同じであっても買電量、薬剤費が異なります。そのため、変動費単価は「事業期間を通じた総費用÷事業期間の総計画ごみ量」にて算出するものとしてよろしいでしょうか。	よろしいです。
3	31	添付資料4	(3)		運營業務委託費の減額に関する基本的な考え方についてご提示をいただいておりますが、事業者からの提案事項の未達（提案売電量、提案地元発注額等の1年度トータルでの達成の有無について判断が必要な事項）に対するペナルティについてはどのように想定されているかご教示をお願い致します。	契約締結時に協議する予定としております。

## 2. 要求水準書

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	5	第1編	第1節	9 1) (5)	【・・・リアルタイムな情報発信を行うこと。また、本市施設への情報送信が可能となるよう、システムを構築すること。】とありますが、【本市施設】とは施設内の管理棟事務室を指すという理解でよろしいでしょうか。	施設外に市民に広く情報発信できる場所を提案してください。 例) 本庁舎、南口総合事務所
2	8	第1編	第2節	2	(5)～(7)の車両に関し、積載可能容量[m3]をご教示願います。	(5)18.4m <sup>3</sup> (6)バキューム車11.9m <sup>3</sup> 薬剤処理時は(5)と同様 (7)21m <sup>3</sup>

3	13	第1編	第2節	7	不燃ごみを場外へ搬出する寸法について、エコセメント化施設へ搬出する場合は3辺が20cmを超えないこと、二ツ塚廃棄物広域処分場へ搬出する場合は概ね5cm以下であること、との理解でよろしいでしょうか。	エコセメント化施設、二ツ塚廃棄物広域処分場共に、概ね5cm以下に破碎し、減容(量)化したものであることです。
4	13	第1編	第2節	7	エコセメント化施設への受入対象外基準である「3辺が20cmを超える」とは「3辺(縦、横、高さ)の和が20cmを超える」もしくは「縦、横、高さの1辺それぞれが20cmを超える」のどちらでしょうか。	要求水準書No.3を参照のとおり、概ね5cm以下としてください。
5	32	第2編	第1章 第7節	1	6) 委任状とありますが、これは様式2-3とは異なるものになるのでしょうか。その場合、様式をご提示いただきますようお願い致します。	委任状は不要とします。
6	43		第2章 第2節	1	自己搬入車両がごみを持ち込む際、住所確認の方法は戸吹クリーンセンターと同様、計量棟で免許証を確認すると考えてよろしいでしょうか。その場合、免許証の目視確認のみと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	55	第2編	第2章 第3節A	5	「資格審査等に対する質問及び意見への回答 3. 要求水準書No.19」にて、小動物は計量棟で受付後、料金の徴収を行い、計量は行わない旨ご回答いただきましたが、1体当たりの料金を設定し、徴収するご予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
8	78	第2章	第7節	7	煙突工事において、航空障害灯等を設けるとありますが、航空障害灯を設置するに当たっては住民の同意が必要となる場合がありますが、この同意は取得できるものと考えてよろしいでしょうか。	航空障害灯の設置に当たり住民同意を得ることは想定していません。万が一必要となった場合は市にて対応するものとします。 なお、煙突の高さに対して幅が10分の1以上の場合、昼間障害標識は不要と認識しています。
9	98	第2編	第2章 第11節	2 1)	2回線受電では、別の変電所から引く「予備電源方式」と近傍の別系統の送電線から取る「予備線方式」がありますが、どちらを予定されていますか。 また、必要な容量と運用についてお考えをご教示願います。「照明等の管理部分のみをまかなえる容量」、「予備1回線は災害対策として運用し、その運用は逆潮流無しで系統連系する計画」など。 いずれも契約電力料金設定に必要ですので、ご回答をお願いします。	積極的に災害時に頼れる施設としての機能を整備することを考慮した上で、1回線受電とすることも可とします。
10	104	第2編	第2章 第11節	9-2 1)	「資格審査等に対する質問及び意見への回答 3. 要求水準書No.23」で直流電源装置と交流無停電電源装置を別々に設けても【可】というご回答を頂きました。この場合、交流無停電電源装置の入力電圧はDC100VではなくAC200V(またはAC100V)になります。	承知しました。

11	108	第2編	第2章 第12節	4 3) (1) (2)	カメラ設置場所(参考例)に記載されている水冷ケースは空冷ケースに、ワイパー付きは親水コーティング対策を提案してもよろしいでしょうか。	炉内は空冷ケースでも可とし、計量棟付近は全天候型とします。また、ごみピットは防じんケースで回転雲台付として下さい。煙突は要求水準書記載のとおりワイパー付きとして下さい。
12	132	第2編	第3章 第2節	1 5) (8)	給油所の設置する地下タンクの容量が各10kLと記載されていますが、要求水準書に対する質問および意見への回答No. 54にて、入荷量は各56,000L(=56kL)と記載されており、入荷量が地下タンクの容量を上回っています。再度ご確認をお願いします。	各油種の入荷量は年間56,000Lです。
13	132	第2編	第3章 第2節	1 5) (8)	要求水準書に対する質問および意見への回答No. 54にて、残存量が5.(ピリオド)000L(=5L)、と記載されていますが、5,(コンマ)000L(=5kL)が正でしょうか。	ご理解のとおりです。
14	140	第3章	第3節	3	門囲障工事のフェンスについて要求水準書には提案によるとあり、設置位置等は防犯、安全性を考慮し、事業者にてご提案するものと考え、現地説明会でお話のありました敷地境界部の既存フェンスの更新は扉等の設置及び本施設の運営事業に基づき適宜営繕補修を行うものと考えてよろしいでしょうか。	フェンスは敷地外周一式更新を願います。
15	149	第3編	第1章	3 3)	「資格審査等に対する質問及び意見への回答 3. 要求水準書No. 72」において、運営対象外の施設についてご回答いただいておりますが、洗車棟につきましても貴市にて使用されるため、貴市にて管理いただくものとし、運営対象外施設としていただけないでしょうか。不可の場合、棟内の清掃については貴市の範囲としていただきますようお願い致します。	要求水準書のとおりとします。ただし、洗車棟内の清掃については市の範囲とします。
16	150	第3編	第1章 第3節	4 7)	「資格審査等に対する質問及び意見への回答 3. 要求水準書No. 78」において、付保する保険の内容は、「入札説明書添付資料-5「民間事業者が付保する保険について」を基本とします」とのご回答をいただいています。要求水準書に記載の火災保険については、①原則としては施設所有者が付保する保険であること、②貴市にて建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険に加入されることより、保険内容の重複をさけるため、事業者側では第三者賠償責任保険の特約付保にて対応することをお認めいただきますようお願い致します。	要求水準書に記載のとおりとします。
17	161	第3編	第3章	1	表3-2(1) 本施設の運営に係る計測管理項目に関し、ダイオキシン類の測定地点に灰ピット、項目に焼却灰と記載がありますが、流動床方式の場合は測定地点を不燃物移送装置付近、項目を不燃物と読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
18	161	第3編	第3章	1	表3-2(1) 本施設の運営に係る計測管理項目に関し、ダイオキシン類の測定地点に放流樹出口付近の排水と記載されていますが、これは表3-2(2)放流水にかかる測定項目に記載されているダイオキシン類と同じものを指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

19	161	第3編	第3章	1	表3-2(1) 本施設の運営に係る計測管理項目に関し、飛灰処理物の測定頻度が1回/3月となっています。これは、「通常飛灰はエコセメント化施設へ乾灰として搬出するが、二ツ塚廃棄物広域処分場の受入基準である溶出基準値を満足できることを確認するために、エコセメント化施設への搬出が可能な期間であっても3ヶ月に1度、飛灰の薬剤処理を行って溶出値を測定する」という理解でよろしいでしょうか。また、薬剤処理した飛灰処理物については、エコセメント化施設に搬出できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	161	第3編	第3章	1	表3-2(1) 本施設の運営に係る計測管理項目に関し、飛灰処理物の測定頻度を1回/3月と記載されていますが、1回/3ヶ月と読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
21	172	第3編	第7章	2	管理対象施設内であっても、貴市職員（収集職員含む）の使用エリアについては、貴市にて清掃されるものとし、運営事業者は見学者エリア、運営事業者使用エリア及び共用エリアの清掃を担当するものと理解してよろしいでしょうか。もし貴市使用エリアについても運営事業者の清掃範囲とされる場合、必要な清掃頻度等についてご教示ください。	職員の使用エリアについては清掃範囲外とします。
22	172	第3編	第7章	2	「3) 緑地内の排水溝を清掃すること。（範囲は添付資料参照）」とありますが、該当する添付資料がないと思われますので、ご提示をお願い致します。	要求水準書の添付資料1に排水溝清掃範囲を示しています。
23					現在稼動している管理事務所棟の生活排水及び洗車場の洗車排水については、下水道へ直接放流されていると思われませんが、各施設の排水槽から下水道までの放流ルートをご教示ください。また、下水放流はポンプアップによるものと考えますが、このポンプの仕様についてもご教示願います。	下水の放流ルートは現地見学会で質問No.2の回答に添付した下水接続図を参考にして下さい。現状のポンプ仕様に関しては、並列交互水中汚水ポンプで口径80mm、吐出量0.7m <sup>3</sup> /min、全揚程17mです。
24	-	-	-	-	戸吹クリーンセンター及び北野清掃工場について、1月から12月までの各月毎のごみ搬入量の実績を3ヶ年分程度いただけませんか。	別紙を参照してください。
25	-	-	-	-	現在運用中の既存収集事業所（管理棟）の在籍者は、収集職員（収集車運転員、収集関係事務員等）の方のみでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 3. 提案書の作成要領

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内容	回答
1	1	1	1)		正本は図1に示す方法により袋綴じ・・・にて作成し、とありますが、基礎審査に関する提出書類、非価格要素審査に関する提出書類、事業計画に関する提出書類のいずれも提出直前まで修正、追加等の可能性があるため、副本と同様、簡易ファイル綴じをお認めいただきますようお願い致します。	簡易ファイル綴じでも可とします。

2	1	1	2)	資格審査等に対する質問及び意見への回答 8. 提出書類の作成要領 NO.1において、凡例の使用は不可とのご回答をいただきましたが、正本、副本の2つを正確に管理・作成していくのは非常に煩雑な作業となるため、正本・副本共に同じ記載の上、正本に凡例を添付することをお認めいただきますよう再度お願い致します。	正本に凡例を添付することを可とします。
---	---	---	----	--	---------------------

## 4. その他

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	-	-	-	-	5月21日の現地見学会にて貴市より受領しました資料（補足説明図2-1、2-2、施設見学スペース一例）、及び口頭でご説明のあった内容については、貴市よりご説明のあった通り、「貴市のイメージ」、「参考」であり、具体的な内容については運用面（安全性、利便性等）を考慮し、事業者の判断にて提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	市の意向を踏まえつつ、要求水準書を十分理解の上、要求水準書以上の提案としてください。